

大正区の学校配置の適正化について

～ 子どもたちにより良い教育環境を ～



令和6年7月 大正区役所保健福祉課(こども・教育)
教育委員会事務局 総務部 学事課

◆説明会の開催にあたって

- 大阪市では、大阪市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもが『心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立すること』、『グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となること』をめざしています。
- このめざす理念に沿って、子どもたち一人ひとりの資質や能力を大きく伸ばしていくことが学校の責務であり、そのためには、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には友だちと互いに励まし合い、向上することができる一定の集団規模が必要であると考えています。
- しかし、大阪市の児童数は減少傾向にあり、小学校の小規模化が進んでいます。
- 大阪市では、子どもたちにとって一定の集団規模を確保し、教育活動の充実を図っていくため、小学校の配置の適正化の取り組みを進めています。

本日の説明会では、

1. 学校配置の適正化が求められる背景
2. 小林小学校と平尾小学校の現状と今後の見通し
3. 大正区における学校配置の適正化にかかる考え方について
4. 今後の学校配置の適正化の進め方について

を説明させていただきます。

1. 学校配置の適正化が求められる背景

(1) 児童数の減少

大阪市立小学校の児童数

昭和54年度

約242,000人

令和5年度

約113,000人

約半分に減少

大阪市立小学校の学校数

昭和54年度

290校

令和5年度

280校

ほぼ横ばい

大正区内小学校の児童数

昭和54年度

約4,200人

令和5年度

約2,400人

約半分に減少

大正区内小学校の学校数

昭和54年度

10校+1分校

令和5年度

10校

ほぼ横ばい

小学校の約3割が小規模校化
1割以上の学校が全学年単学級

小学校(280校)

小規模校
(適正配置対象校)
84校

令和5年度の大阪市立小学校の児童数は約11万3千人で、昭和54年度と比較すると約半分に減少していますが、学校数はほぼ変わっていません。
このことから、児童数の減少による小学校の小規模化(11学級以下であること)が進んでいるといえます。

(2)小規模校のメリットとデメリット

小規模校にはメリットもある一方で、デメリットも多くあります。

メリット

- ・クラス替えが無いことが多く、互いの関係を深めていく学級づくりをしやすい。
- ・児童数が少ないので、全校の児童が互いによく知り合えるなど、児童の交流が深まりやすい。
- ・校外行事の場所の選定、活動内容や安全面での制約が少ない。
- ・教職員数が少なく意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。

デメリット

- ・多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会が少なくなりやすい。
- ・児童自らが新しい人間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。
- ・クラス替えができないことが多く、児童の人間関係が固定化しやすく、人間関係上の課題等が発生した場合に、課題の解消が難しいことがある。
- ・体育や音楽での集団学習の実施が小規模となり、一定人数がいることで得られる相乗効果が得られにくい。
- ・遠足、修学旅行等の校外行事におけるバス借上げ代等、一人あたりの負担が大きくなる。
- ・教職員数が少ないため、経験特性等の面でバランスのとれた配置が行いにくい。
- ・単学級である学年の場合、学年を一人の教員で運営することになり、指導計画、評価計画、教材研究等を全て個人作業で行うことになる。また、共同研究が難しく、教員相互の連携や切磋琢磨する機会が少なくなる。

(3) 教職員組織の現状について

教職員組織では、団塊世代の退職に伴って教員を大量に採用したことにより、若年化が進んでいます。

令和5年度に大阪市立の小学校全体で約6,100人の教諭がいますが、そのうちの約3,400人が採用10年目以下となっています。



◆小規模校における教職員組織

教職員は、学校の規模(学級数や児童数)に基づいて配置されますが、小規模校では教員の配置人数が少なくなるため、次のような影響を与える可能性があります。

- ・教員一人あたりの校務分掌(担当業務)が多くなり、児童へ向き合う時間が制限される。
- ・他の教員の指導を見る機会が少なく、様々な指導方法を学ぶことが難しい。
- ・教材研究の分担ができず、児童への指導の幅が広がりにくい。
- ・特に単学級の小学校においては、経験の少ない教員ひとりで学年集団を運営しなければならない。

(4)大阪市の「学校配置の適正化」の考え方

子どもたちの教育環境をより良いものとし、「生きる力」を育むことができる学校教育を保障する観点からも、学校配置の適正化は必要と考えています。

令和2年4月1日から改正施行した大阪市学校活性化条例において、次のように学校配置の適正化を進めることとしています。

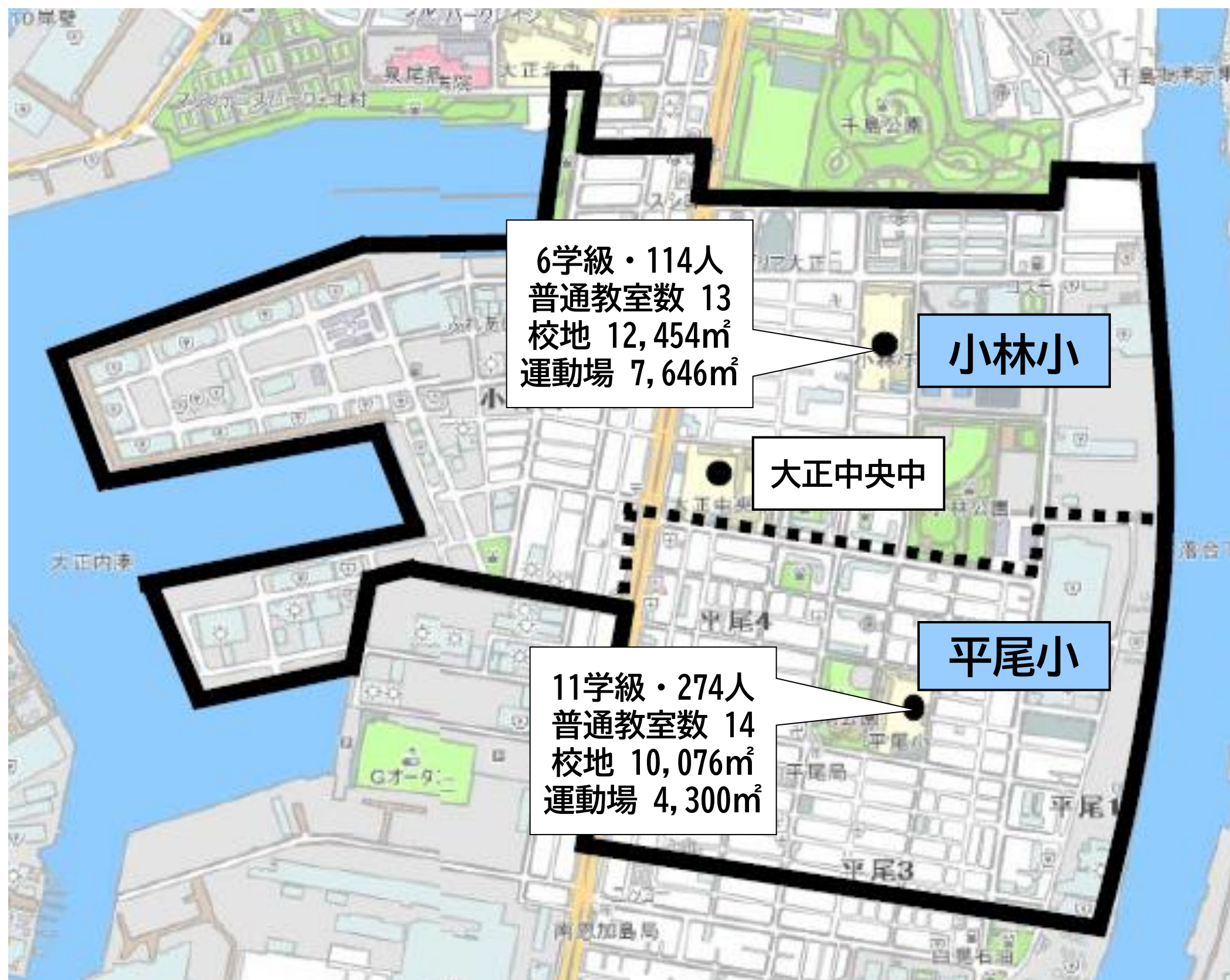
- ・ 小学校の適正規模は12学級から24学級までとし、これを下回る小学校（※1）について「学校再編整備計画」を策定する。
- ・ 学校再編整備計画には、計画の実施時期、学校の場所等を記載する。
- ・ 策定した学校再編整備計画は公表し、保護者等から意見聴取を行う。
- ・ 学校再編整備計画を変更したときは、改めて公表、意見聴取を行う。

※1【適正配置対象校の区分】

- ① 複式学級を有する学校
- ② ①の小学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない学校
- ③ 児童数が120名以上であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる学校
- ④ ①～③の小学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校
- ⑤ 現在7学級以上11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
- ⑥ 今後7学級以上11学級以下であると見込まれる学校

2. 小林小学校と平尾小学校の現状と今後の見通し

(1)大正中央中学校区における小学校の配置状況

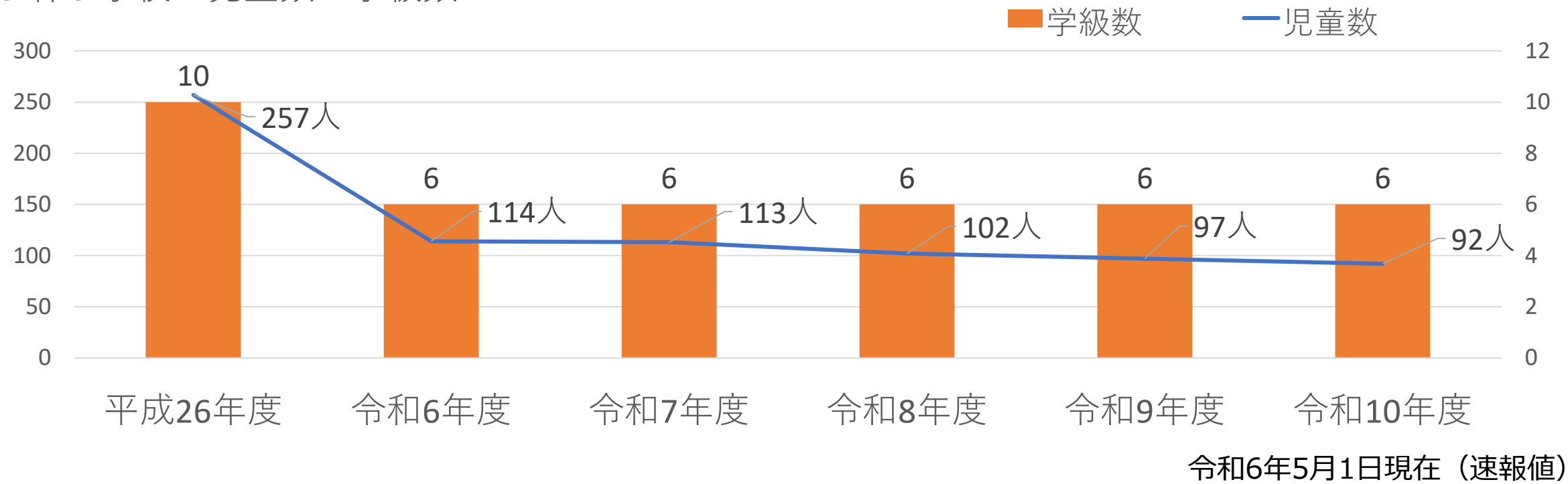


※学級数及び児童数は、令和6年5月1日時点の推計値です。

(2)小林小学校の学級数と児童数

小林小学校の学級数は6学級であり、すべての学年で1学級(単学級)となっています。さらに少子化傾向が続く中、令和6年度の新1年生は11名となっています。今後も児童数の大幅な増加が見込めないことから、さらに小規模化が進むことも想定されます。

小林小学校の児童数と学級数

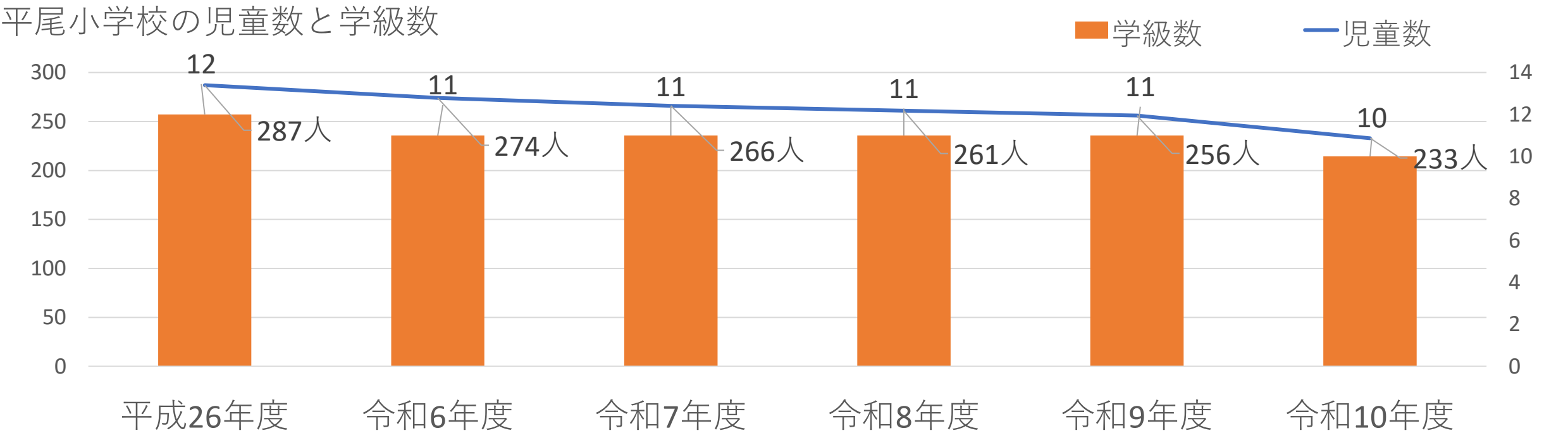


年度	児童数	学級数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
平成26年度	257	10	34	46	41	45	45	46
令和 6 年度	114	6	11	21	19	22	20	21
令和 7 年度	113	6	21	11	21	19	21	20
令和 8 年度	102	6	10	21	11	21	18	21
令和 9 年度	97	6	17	10	21	11	20	18
令和10年度	92	6	13	17	10	21	11	20

※学級数は35人学級で算出しています。
※令和7年度以降の児童数は、過去10年の増減率をもとに推計。

(3)平尾小学校の学級数と児童数

平尾小学校では、令和6年度に1年生が1学級(単学級)となり、今後も少子化が続く中、児童数は減少傾向となることが見込まれています。



令和6年5月1日現在（速報値）

年度	児童数	学級数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
平成26年度	287	12	41	49	52	42	47	56
令和 6 年度	274	11	33	38	53	50	50	50
令和 7 年度	266	11	42	33	37	54	50	50
令和 8 年度	261	11	45	42	33	37	54	50
令和 9 年度	256	11	46	45	41	33	37	54
令和10年度	233	10	32	46	44	41	33	37

※学級数は35人学級で算出しています。
※令和7年度以降の児童数は、過去10年の増減率をもとに推計。

3. 大正区における学校配置の適正化にかかる考え方について

(1) 適正配置の基本的な考え方

大正区においては、本市と同様に児童数が減少傾向にあります。とりわけ、小林小学校の児童数が減少傾向となっており、今後も小規模化が進むことが見込まれています。また、平尾小学校においても単学級が見られ、児童数が減少傾向にあります。このような状況を鑑み、学校は一定の集団規模が望ましいという条例の考え方のもと、学校配置の適正化が必要であると考えています。

小林小学校は、同一中学校区にあり通学区域が隣接している平尾小学校に統合することを基本として進めていきたいと考えています。
※統合年度は、最短で令和10年4月頃を予定

<参考> 大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針(抄)

Ⅲ-3-(1) 適正配置の基本的な考え方(統合)

・既存の学校施設は可能な限り利用する。原則として、適正配置対象校同士の統合では、児童数の多い学校の校舎を使用し、学校用地の状況も考慮する。

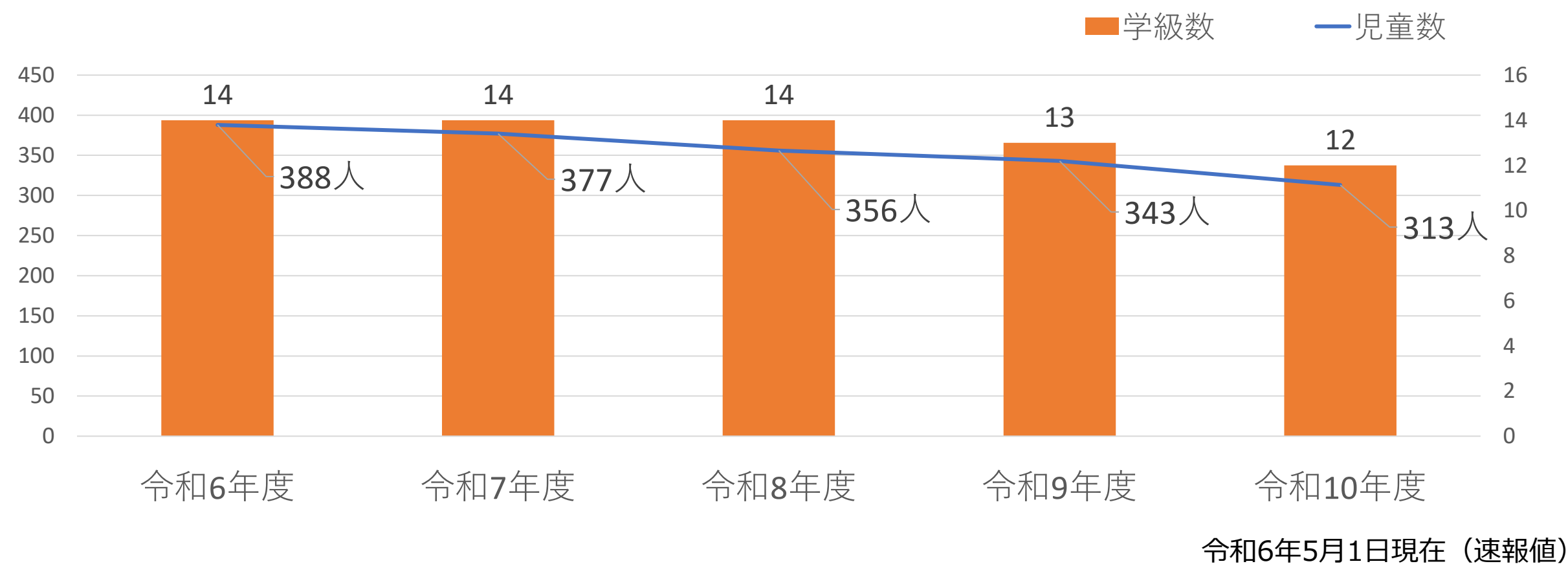
Ⅲ-4 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準

・適正配置対象校の相手方となる学校は、原則として、同一中学校区にあり、通学区域が隣接している学校とする。ただし、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案するなど、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(2) 統合後の学校規模（小林小学校＋平尾小学校）

例えば、令和10年度（平尾小学校の教室改造等の工事を予定）に小林小学校と平尾小学校を統合した場合、児童数313名、学級数12クラスが見込まれ、すべての学年でクラス替えができる小学校の適正規模を確保できる見込みとなります。

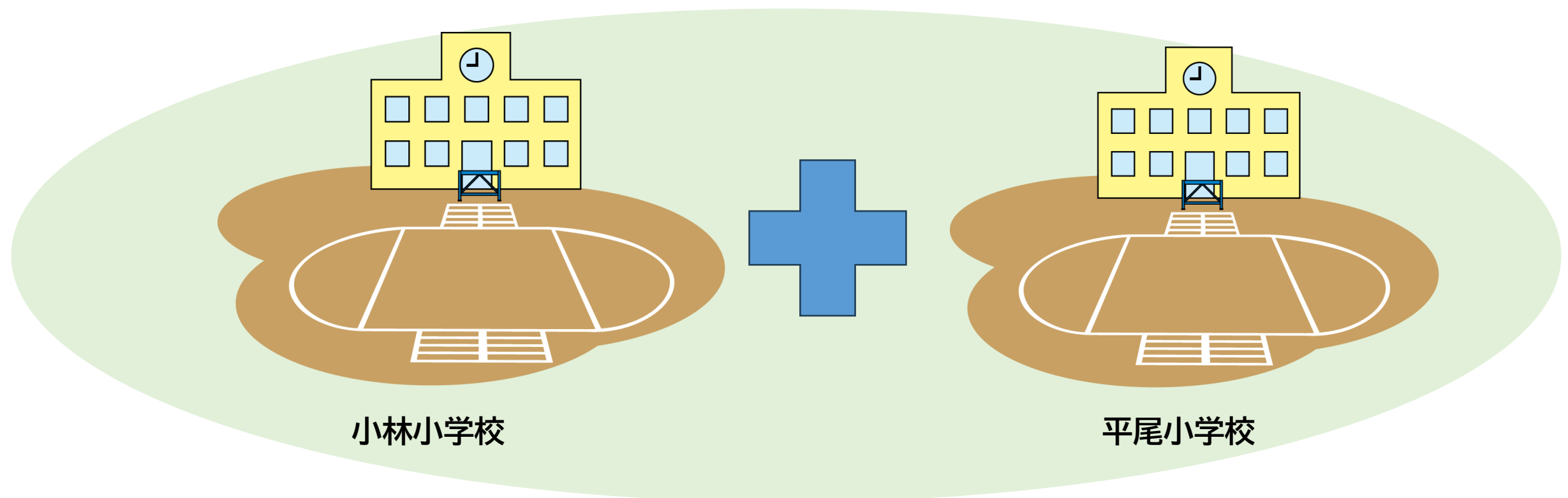
小林小学校と平尾小学校を統合した時の児童数と学級数



年度	児童数	学級数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
令和 6 年度	388	14	44	59	72	72	70	71
令和10年度	313	12	42	59	49	60	44	59

※学級数は35人学級で算出しています。
※令和10年度の児童数は、過去10年の大正区全体の増減率をもとに推計。

統合による効果



両校の特色ある取組みを活かしながら、
さらに、再編インセンティブ予算を活用します。

※再編インセンティブとは・・・

学校再編により削減された経費を、
再編後の学校の教育のために活用する
仕組みのことです。

たとえば・・・

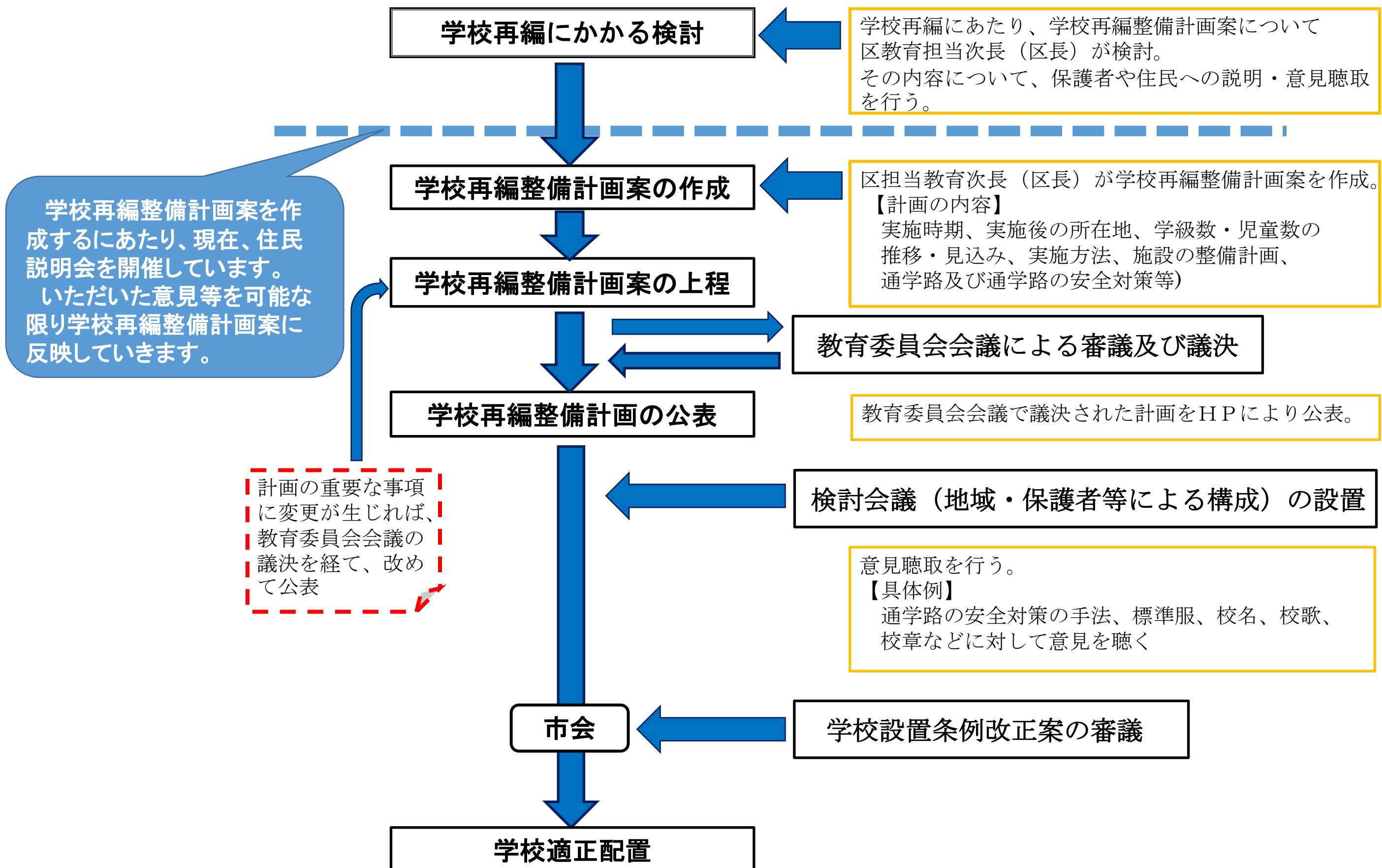
- ・ 教員やスクールカウンセラーの加配
- ・ ICT教育の推進強化校に
- ・ キャリア教育の推進
- ・ 英語(外国語)の授業の充実
- ・ 図書室の環境整備 など

ほかにも、

- ・ 通学路の安全対策
- ・ 学校備品などへの予算措置 など

4. 今後の学校配置の適正化の進め方について

(1) 小林小学校・平尾小学校における適正化の進め方フロー図



学校配置の適正化後の意見

統合を行った学校の児童・保護者に対するアンケートでいただいたご意見です。

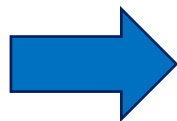
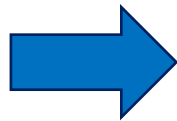
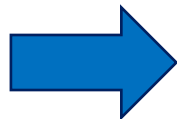
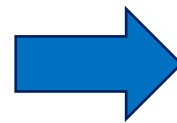
統合前

複数の学校がひとつになることで学校の様子が変わることが心配

クラスの数や学年の人数が増えることが心配

新しい友だちができるか心配

授業の進み方などが変わるか心配



統合後

お互いの校則が少し違い、戸惑ったことがあったが、今までになかった学習など、いいことも増えた

クラス替えや同じ学年だけで運動会の競技ができるなど、今までできなかった経験ができるようになった

クラスのメンバーが変わり、新しい友だちに出会えた

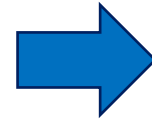
クラスの数が増えても授業の内容は変わらなかった

※統合に関するアンケートより抜粋

上記のほか、令和3・4年度に統合後に実施したアンケートでは、約8割の児童が「新しい友だちができた」、約5割の児童が「これまでより楽しく学校生活を送っている」、「いろいろな先生に教えてもらえるのでよかった」と回答しています。

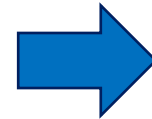
よくある質問

Q
学校配置の適正化を進める時に、
保護者や地域の意見は反映される
の？



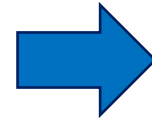
保護者や地域の皆さんを委員とする
「学校適正配置検討会議」を設置し、
標準服、通学路の安全対策など、
ご意見をお聞きしながら進めていきます。

Q
統合後の学校への通学路の安全対策
はどうなるの？



区役所、学校、保護者や地域の皆さんと協力
して通学路の現地確認等を行うほか、地元
警察や関係機関と連携し、子どもたちの安全
確保に努めます。

Q
統合した後の学校跡地はどうなる
の？



学校跡地の活用については、地域の皆さん
のご意見やご要望を聞きながら、区役所や関係
機関が連携し、まちづくりの観点から検討し
ていきます。

根拠条例・規則等

○大阪市立学校活性化条例（抄）	○大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則（抄）
（小学校の学級数の適正規模の確保） 第16条 教育委員会は、<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級数の規模を適正規模（児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。</u> 2 <u>適正規模は、学級数が12から24までであることとする。</u> 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かななければならない。 4 教育委員会は、<u>学級数の規模が適正規模を下回る小学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（以下「適正配置対象校」という。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。</u> 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、<u>適正配置対象校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。</u> 6 教育委員会は、<u>学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。</u> 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かななければならない。 8 前2項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。	（適正配置対象校の区分） 第3条 適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。 (1) 複式学級を有する学校 (2) 前号に掲げる学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない学校 (3) 児童数が120名以上であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる学校 (4) 前3号に掲げる学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校 (5) 7学級以上11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校 (6) 今後7学級以上11学級以下であると見込まれる学校 （学校再編整備計画） 第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 適正配置対象校及び適正配置関係校の学級数及び児童数の推移並びに今後の見込み (2) 適正配置対象校の学級数の規模を適正規模にするための方法 (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画 (4) 学校再編整備計画実施後の学校の通学路及び通学路の安全対策 (5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として、2キロメートル以内とする。

3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校（本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。）の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。

4 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの適正配置対象校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

5 第3条第1号から第5号までに区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。

6 第3条第6号に区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。

3. 大阪市内立小学校学校配置の適正化の推進のための指針（抜粋）

III-2-（1）適正配置の手法（統合）

- ・ 学校配置の適正化の方策としては、基本的には「統合」の手法により進める。

III-3-（1）適正配置の基本的な考え方（統合）

- ・ 統合を考える場合は、適正配置対象校同士の統合を優先する。また、2校の統合だけではなく、学校規模や位置関係等を考慮し、3校以上の学校の統合もあわせて検討する。
- ・ 既存の学校施設は可能な限り利用する。原則として、適正配置対象校同士の統合では、児童数の多い学校の校舎を使用し、学校用地の状況も考慮する。

III-4 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準

- ・ 適正配置対象校の相手方となる学校は、原則として、同一中学校区にあり、通学区域が隣接している学校とする。ただし、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案するなど、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

III-5 適正配置において満たすべき条件

- ・ 原則として適正規模（12～24学級）になること。
- ・ 必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- ・ 通学距離は、原則として、2km以内になること。
- ・ 通学路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと。

保護者や地域の皆さまのご意見をお寄せください

「学校再編整備計画案」は、区担当教育次長(区長)が策定することとなっています。
保護者や地域の皆さまからのご意見・ご質問は、この説明会後も受付いたします。
いただいたご意見・ご質問についての回答は、後日、大正区役所ホームページに掲載
します。

◎ ご意見・ご質問は下記連絡先へお寄せください。

大正区役所 保健福祉課 こども・教育担当

メール: th0010@city.osaka.lg.jp

FAX: 06-6554-7153



大正区ホームページはこちら